

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年5月17日付けで提起した処分庁による保有個人情報開示決定取消処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 事案の概要

処分庁は令和6年5月16日に、保有個人情報開示決定処分（令和5年8月14日付け5葛福東第217号）を取り消し（以下「本件取消決定」という。）、審査請求人に「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」により通知した。

審査請求人は、本件取消決定を不服とし、本件審査請求を提起した。

2 前提となる事実

(1) 本件開示請求

審査請求人は、令和5年8月2日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、下記を対象とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

記

「葛飾区福祉事務所長が保有する審査請求人が属する世帯の医療扶助に係る文書（医療券、意見書、その他一切の文書全て）なお、使用目的は審査請求のためとする。」

(2) 本件開示請求の対象となる文書

本件開示請求の対象となる文書は、処分庁が作成し、又は取得した後記の各文書（以下「本件各文書」という。）である。

(3) 本件旧決定

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書を本件各文書と特定した上で、令和5年8月14日付けで、審査請求人に対し、個人情報保護法第78条第1項第2号、第3号、第5号、第7号本文、第7号本文10の不開示情報に該当することを理由として、本件各文書の一部を開示しない旨の決定（以下「本件旧決定」という。）をし、同日付け保有個人情報開示決定通知書（同日付け5葛福東第217号）により審査請求人に通知した。

(4) 別件審査請求

審査請求人は、令和5年8月22日、本件旧決定を不服として、区長に対し、審査請求（以下「別件審査請求」という。）を提起した。

(5) 本件取消決定及び本件新決定

処分庁は、令和6年5月16日付けで、本件取消決定をするとともに、本件開示請求につき改めて一部開示決定（以下「本件新決定」という。）をした。

本件新決定は、個人情報保護法第78条第1項第2号、第3号、第5号、第7号本文、第7号本文10の不開示情報に該当することを理由として、本件各文書の一部を開示しない旨の決定であり、開示範囲は本件旧決定と同様であるが、本件旧決定の不開示理由が一部異なっている。

処分庁は、本件取消決定については「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」と題する書面（同日付け6葛福東第120号）、本件新決定については、保有個人情報開示決定通知書（同日付け6葛福東第121号）により審査請求人に通知した。

(6) 本件取消決定の通知内容

本件取消決定の通知内容は、以下のとおりである。

処分を取消した日：令和6年5月13日

処分を取消した理由：不開示箇所の理由付記に誤りがあるため

その他：本件の効果は、上記処分が行われた日（令和5年8月14日）に遡って適用となります。

(7) 本件審査請求の提起

審査請求人は、本件取消決定を不服とし、令和6年5月17日付けで、本件取消決定を取り消すことを求める審査請求（本件審査請求）を提起した。

(8) 本件新決定の取消し

処分庁は、令和7年2月12日付けで、本件新決定を取り消し、同日に弁明の機会の付与を行い、同年4月12日付けで再々決定処分を行った（以下「本件再々決定処分」という。）。なお、本件取消決定は、取り消されていない。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 理由付記不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張することができるようにすることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

不開示部分を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本審査請求において十分な不服理由を主張することができない。また、本件取消決定の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁も根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件取消決定には、理由不備の違法がある。

(2) 行政手続法第13条違反

本件取消決定により取り消された処分は、保有個人情報の一部開示決定である。一部開示決定を取り消す場合、それ自体が一部開示を受けている地位を失わせるもので

あるから、不利益処分に当たる。したがって、本件取消決定においては行政手続法（平成15年法律第88号）第13条所定の手続きを行う必要がある。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 理由付記不備の主張について

本件旧決定には理由付記に誤りがあったため、本件取消決定及び本件新決定を行った。本件取消決定の通知には、理由として、「不開示箇所の理由付記に誤りがあるため」と記載し、本件新決定の通知と共に郵送されている。

本件取消決定は本件旧決定の理由付記の瑕疵という違法状態を解消したものである。行政処分に瑕疵がある場合、行政庁が自ら処分を取り消して違法状態を解消することは、法律による行政の原理に合致しているといえる。

(2) 行政手続法第13条違反について

本件取消決定は一度開示された処分を取り消しているため、特定の者に直接的な不利益を与える処分と言える。ただし、本件取消決定通知と再決定通知は同封され、同日に送付されている。また、請求人は原処分において不開示情報の開示を受けており、再決定通知では理由付記が修正されたものが再度送付されている。したがって、請求人に対する不利益は生じていない。そのため、行政手続法第13条の聴聞手続きや意見陳述手続を行う必要性はほとんどない。また、手続を行うと時間がかかり、請求人の負担が増える可能性もある。したがって、行政手続法第13条の規定を適用せずに取消処分を行い、同日に再決定処分を行ったことには合理的な理由があると言える。理由付記の不備を理由に本件取消決定と本件新決定を同一の書面で行った事案について、不利益処分に該当せず、取消決定について独自の意見陳述手続を行う必要がないとした裁判例として大阪地裁平成29年9月21日判決がある。

理 由

1 判断

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて審査請求をすることができる者は、処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条に定める原告適格を有する者同一であると解される（最高

裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決民集32卷2号211頁)。

本件についてみるに、本件取消処分と一体として決定された本件新決定は、処分庁によりすでに取り消され、その後、再々決定されている。このことから、仮に審査請求人の請求のとおり本件取消処分が取り消されたとしても、本件再々決定処分が取り消されない限り、審査請求人に開示されている情報に変化はないのであるから、審査請求人には本件取消処分の取消しを求める法律上の利益はないというべきである。

そうすると、審査請求人は、本件取消処分について審査請求をする資格がないということになる。

よって、その余について論ずるまでもなく、本件審査請求は不適法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年12月5日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。